

公立大学法人奈良県立大学人権・ハラスメント委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立大学組織規程第7条に規定する人権・ハラスメント委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「法人」とは、公立大学法人奈良県立大学をいう。

2 この規程において「大学」とは、法人が設置する奈良県立大学をいう。

3 この規程において「高校」とは、法人が設置する附属高等学校をいう。

4 この規程において「職員」とは、教員及び一般職員をいう。

5 この規程において「学生」とは、奈良県立大学生をいう。

(審議事項等)

第3条 委員会は次に掲げる事項について審議する。

(1) 職員及び学生に対する人権及びハラスメント問題の啓発に関する事項

(2) 職員及び学生に対する人権及びハラスメント問題に関する研修に関する事項

(3) 職員及び学生のハラスメントの相談に関する事項

(4) 職員及び学生に係るハラスメントの紛争の解決に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか法人又は大学が行う人権問題の啓発等及びハラスメントの防止等に関する事項

2 委員会は、前項各号に掲げる事項に係る審議の結果について、必要に応じて大学運営会議又は教授会に報告し、又は意見を述べるものとする。

(委員)

第4条 委員会は次に掲げる者をもって構成する。

(1) 副学長

(2) 専任教員のうち学長が指名する者 4人以上

(3) 一般職員（事務局長を除く。）のうち事務局長が指名する者 2人以内

2 高校に関する案件については、附属高等学校長を委員に加える。

3 第1項第2号及び第3号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、副学長をもって充てる。ただし、大学に副学長を置かない場合は、副理事長が委員長を指名する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 委員は、自己に関係のあるハラスメントの事件については、審議に加わることができない。この場合、第4条第2項の「附属高等学校長」とあるのは、「教頭」とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局総務課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。